

令和8年 月 日

淡路市長 戸 田 敦 大 様

淡路市国民健康保険運営協議会  
会 長 宮 本 肇

答 申 書

淡路市国民健康保険運営協議会規則（平成17年淡路市規則第114号）第2条の規定に基づき諮問を受けた令和8年諮問第2号「淡路市国民健康保険条例の一部改正について」（以下「本件諮問」という。）について、下記のとおり答申する。

記

第1 協議会の結論

本件諮問による淡路市国民健康保険条例の一部改正は、妥当である。

第2 協議会の判断の理由

1 被保険者とし不在者の規定

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）において被保険者の範囲は、第5条及び第6条で詳細に規定されていることから、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第1条第5号の規定は極めて狭く、限定的と解される。

その上で、「児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないもの」については、昭和34年6月17日付け保険発第90号の2厚生省保険局国民健康保険課長通知により、被保険者資格の適用を除外できるとされている。

県内多くの市町ではこの通知に準拠し、条例に同様の規定を設けているところ、兵庫県及び県内市町が「各市町の保険料率の完全統一」を目標として協議を進める中、条例内容についても統一化を図る必要が認められる。

なお、この改正は、改正条例公布後速やかに施行することが適当である。

2 結核医療付加金の廃止

結核医療付加金は、結核医療に要する一部負担金のうち、公費負担控除後の自己負担分（5%）に対し、その全額を淡路市国民健康保険において任意給付する制度である。

従来、保健事業、保険料（税）減免や任意給付など、市町ごとに水準が異なる公費については納付金の算定対象外とされており、県内市町は、兵庫県が示す納付金に上記費用を加えて保険料率を算定してきた。しかし、標準保険料率の統一を図るためには、これらの費用も納付金の算定対象とする必要がある。

このとき、市町間で給付水準に差異がある中、単に上記費用を算定対象とすると市町間の負担と給付水準の公平性が損なわれる課題が生じることが認められる。

そのため、結核医療付加金は、令和8年度末までに廃止することで兵庫県及び県内市町において協議されており、令和9年4月1日から施行する必要がある。

なお、結核医療付加金の廃止に当たり、令和9年3月31日まで

に受けた結核医療に係る支給については、従前どおりの扱いとする一定の救済措置が設けられている。

以上の理由により、第1の結論のとおり答申する。